

【表紙】

|                     |                                  |
|---------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書                          |
| 【提出先】               | 関東財務局長                           |
| 【提出日】               | 平成30年3月7日                        |
| 【会社名】               | 株式会社ラック                          |
| 【英訳名】               | LAC Co.,Ltd.                     |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 西本 逸郎                    |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都千代田区平河町二丁目16番1号               |
| 【電話番号】              | 03(6757)0100(代表)                 |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役 常務執行役員 伊藤 信博                 |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都千代田区平河町二丁目16番1号               |
| 【電話番号】              | 03(6757)0100(代表)                 |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役 常務執行役員 伊藤 信博                 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式                               |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 239,997,980円         |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。                      |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

| 種類   | 発行数      | 内容  |
|------|----------|---|
| 普通株式 | 187,060株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。<br>なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1. 平成30年3月7日(水)開催の取締役会によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所  
名称: 株式会社証券保管振替機構  
住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

| 区分          | 発行数      | 発行価額の総額(円)  | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当        |          |             |             |
| その他の者に対する割当 | 187,060株 | 239,997,980 |             |
| 一般募集        |          |             |             |
| 計(総発行株式)    | 187,060株 | 239,997,980 |             |

- (注) 1. 自己株式処分の方法により第三者割当を行います。なお、発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法で割り当てます。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 金銭以外の財産を出資の目的としており、発行価額の総額と同額をその価額とする株式会社アジアリンク(以下「アジアリンク」といいます。)普通株式(以下「アジアリンク株式」といいます。)が当該財産(アジアリンク株式の発行済株式総数200株に739,997,980分の239,997,980を乗じた株数)となります。
- なお、現物出資の対象となる財産(以下「現物出資財産」といいます。)の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが(会社法第207条第1項)、かかる検査役調査の例外の一つとして、現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合には、当該募集株式の引受人が給付する現物出資財産の価額については検査役による調査は不要とされております(同条第9項第1号)。アジアリンク株式の現物出資により割り当てる株式の総数は187,060株であり、当社発行済株式総数26,683,120株の10分の1を超えないことから、現物出資における検査役調査は不要となります。

## (2)【募集の条件】

| 発行価格<br>(円) | 資本組入額<br>(円) | 申込株数単位 | 申込期間         | 申込証拠金<br>(円) | 払込期日         |
|-------------|--------------|--------|--------------|--------------|--------------|
| 1,283       |              | 100株   | 平成30年4月2日(月) |              | 平成30年4月2日(月) |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 当社は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に現物出資の目的となるアジアリンク株式を割当予定先から譲り受ける予定です。
4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当では行われないこととなります。

## (3)【申込取扱場所】

| 店名            | 所在地                |
|---------------|--------------------|
| 株式会社ラック 財務経理部 | 東京都千代田区平河町2丁目16番1号 |

## (4)【払込取扱場所】

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|------------|--------------|------------|
|            |              |            |

(注) 本自己株式処分は、アジアリンク株式を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込はないため、該当事項はありません。

## (2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、アジアリンク株式を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込はないため、該当事項はありません。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

|                  |          |  |               |
|------------------|----------|--|---------------|
| a. 割当予定先の概要      | 氏名       | 田邊 克重  |               |
|                  | 住所       | 東京都港区  |               |
|                  | 職業の内容    | 株式会社アジアリンク 代表取締役社長<br>(所在地: 東京都品川区東品川2-2-4天王洲ファーストタワー18F)                                      |               |
| b. 提出者と割当予定先との関係 | 出資関係     | 当社が保有している割当予定先の株式の数  | 該当はありません。(注2) |
|                  |          | 割当予定先が保有している当社の株式の数  | 該当はありません。     |
|                  | 人事関係     | 該当はありません。  |               |
|                  | 資金関係     | 該当はありません。  |               |
|                  | 技術又は取引関係 | 該当はありません。なお、当社と同氏が代表取締役社長を務める株式会社アジアリンクは、平成29年4月14日付で当社のセキュリティサービス事業の運用・開発について業務提携契約を締結しております。 |               |

|                  |          |  |               |
|------------------|----------|--|---------------|
| a. 割当予定先の概要      | 氏名       | 宮川 浩史  |               |
|                  | 住所       | 埼玉県鴻巣市   |               |
|                  | 職業の内容    | 株式会社アジアリンク 専務取締役<br>(所在地: 東京都品川区東品川2-2-4天王洲ファーストタワー18F)                                      |               |
| b. 提出者と割当予定先との関係 | 出資関係     | 当社が保有している割当予定先の株式の数  | 該当はありません。(注2) |
|                  |          | 割当予定先が保有している当社の株式の数  | 該当はありません。     |
|                  | 人事関係     | 該当はありません。  |               |
|                  | 資金関係     | 該当はありません。  |               |
|                  | 技術又は取引関係 | 該当はありません。なお、当社と同氏が専務取締役を務める株式会社アジアリンクは、平成29年4月14日付で当社のセキュリティサービス事業の運用・開発について業務提携契約を締結しております。 |               |

|                  |          |  |               |
|------------------|----------|--|---------------|
| a. 割当予定先の概要      | 氏名       | 金子 奏元  |               |
|                  | 住所       | 東京都品川区   |               |
|                  | 職業の内容    | 株式会社アジアリンク 常務取締役<br>(所在地: 東京都品川区東品川2-2-4天王洲ファーストタワー18F)                                      |               |
| b. 提出者と割当予定先との関係 | 出資関係     | 当社が保有している割当予定先の株式の数  | 該当はありません。(注2) |
|                  |          | 割当予定先が保有している当社の株式の数  | 該当はありません。     |
|                  | 人事関係     | 該当はありません。  |               |
|                  | 資金関係     | 該当はありません。  |               |
|                  | 技術又は取引関係 | 該当はありません。なお、当社と同氏が常務取締役を務める株式会社アジアリンクは、平成29年4月14日付で当社のセキュリティサービス事業の運用・開発について業務提携契約を締結しております。 |               |

(注1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成30年3月7日現在におけるものです。

(注2) 当社と割当予定先は、平成30年2月14日付で、割当予定先が保有するアジアリンクの発行済株式の当社への譲渡について株式譲渡契約を締結しております。

#### c. 割当予定先の選定理由

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会において、アジアリンクの持分を100%取得し、子会社化(以下「本件買収」といいます。)することを決議いたしました。

情報セキュリティ人材は、2020年には20万人不足すると予測されており、その確保と育成はあらゆる産業においても喫緊の課題となっています。このような状況下において当社は、主力サービスであるセキュリティ監視センター「JSOC」による運用監視サービスを中心にサービスの高度化や規模拡大を進めていますが、セキュリティ対策需要の伸長に伴って人材が逼迫するなか、その確保が重大な経営課題となっています。

アジアリンクは、ネットワーク構築を軸としたシステムインテグレーション事業・コンサルティング事業・ITエンジニア派遣事業を長年にわたり展開しており、システムインテグレーション・ネットワークインテグレーション分野における経験豊富な技術者が多数在籍しているだけでなく、その採用や育成にも独自の強みを持っています。アジアリンクとは、これまでも運用監視システムの保守・メンテナンスなどサポート業務において協力関係にあり、このたびセキュリティ事業のさらなる拡大に向けた事業基盤の強化を図ることを目的に同社を子会社化することといたしました。

本件買収対価は、代表取締役社長の田邊克重氏ほかアジアリンクのすべての株主合計3名(以下本売主)に対して、現金及び当社普通株式によって本売主のアジアリンク株式の持分比率に応じて支払われます。当社は、本件買収に際して本売主との協議の過程において、現金及び当社普通株式を対価とした場合の株式の希薄化の影響や資金効率、本件買収実行後も引き続きアジアリンクの経営に関与する予定である本売主の業績向上へのインセンティブ効果、その他本件買収における最適なストラクチャーを検討した結果、本売主に対して現金に加え、当社自己株式を交付することとしました。

アジアリンク株式の評価額については、「3 発行条件に関する事項 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」をご参照ください。

#### d. 割り当てようとする株式の数

##### 当社普通株式

|       |         |
|-------|---------|
| 田邊 克重 | 95,401株 |
| 宮川 浩史 | 54,247株 |
| 金子 奏元 | 37,412株 |

#### e. 株券等の保有方針

当社と本売主は、株式譲渡実行日(平成30年4月2日予定)後5年間を経過するまでの間、株式譲渡実行日に本件買収の対価として交付される当社普通株式について譲渡しないことを合意しております。但し、当該譲渡制限について株式譲渡実行日後1年間経過するごとに5分の1ずつ解除されるものとしております。当該譲渡制限は、本件買収実行後も引き続きアジアリンクの経営に関与する予定である本売主の業績向上へのインセンティブとなります。なお、将来的に売却する場合でも、当社と本売主は、東京証券取引所における当社株式前日出来高の10%を超える当社株式を1日で売却は行わないことを合意しております。

なお、当社は、各割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書締結の内諾を得ております。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。なお、当社は、アジアリンクに対するデュー・ディリジェンスにおける平成29年10月25日時点の同社株主名簿等の確認を通じて、割当予定先が、現物出資の目的となるアジアリンク株式を保有していることを確認しています。

#### g. 割当予定先の実態

割当予定先が反社会的勢力との関係を有しているか否かについて、リアル・レピュテーション・リサーチ株式会社(所在地:東京都港区麻布十番1-2-3、代表者名:水田旭)に調査を依頼しましたが、同社の調査結果によれば、割当予定先が反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報は確認されませんでした。これに加え、インターネット等のメディア掲載情報からの検索を実施した結果、当社は、割当予定先は反社会的勢力と一切関係を有していないと判断しました。なお、当社は割当予定先につき、反社会的勢力とは一切関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しています。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会において、アジアリンクの持分を100%取得し、子会社化(以下「本件買収」といいます。)すること、また本件買収対価の一部とするために、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。これを受けて、有価証券上場規程に基づき、同日15:30に「株式会社アジアリンクの株式の取得(子会社化)および第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」と題する適時開示を行いました。しかしながら、第三者割当による自己株式の処分については、関東財務局への手続きに関する不備があったため、同日臨時取締役会を開催し、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて同日付で中止する決議を行い、同日22:00に「第三者割当による自己株式処分の中止に関するお知らせ」と題する適時開示を行いました。その後、当社は、平成30年3月7日開催の取締役会において、改めて第三者割当による自己株式処分について決議を行い、本自己株式処分を対象として、本有価証券届出書を提出しております。

処分価額の決定に際しては、本売主との協議を重ねた結果、アジアリンクの子会社化の取締役会決議日の直前取引日である平成30年2月13日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の1,283円と同額といたしました。なお、本自己株式処分に係る処分価額は、直前取引日までの1ヵ月間の終値平均値1,368円に対し6.21%のディスカウント、同3ヵ月間の終値平均値1,569円に対し18.23%のディスカウント、同6ヵ月間の終値平均値1,486円に対し13.66%のディスカウントとなっております。

当該処分価額については、本自己株式処分の取締役会決議日の直前の取引日である平成30年3月6日の同終値の1,412円に0.9を乗じた価額以上の額となっており、日本証券業協会の定める「第三者割当増資に関する指針」にも準拠するものであることからすれば、特に有利な処分価額に該当しないものと判断しております。

これを踏まえ、平成30年3月7日に開催された取締役会に出席した監査役3名(内2名は社外監査役)は、当該処分価額については、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価額を基準にしていること、当社の直近の業績が市場評価に反映されていると考えられること、日本証券業協会の定める「第三者割当増資に関する指針」にも準拠する範囲で決定されたものであること等から、上記算定根拠による処分価額が有利発行に該当せず適法である旨の意見を表明しております。

#### (アジアリンク株式の株式価値の算定)

当社が取得するアジアリンク株式200株の価額の算定につき、当社は、当社及びアジアリンクから独立した第三者算定機関であるGCA株式会社(所在地:東京都千代田区丸の内1-11-1、代表者名:渡辺章博)を選定しました。アジアリンク株式の価額の算定に際しては、デュー・ディリジェンスを通じて、その事業内容や直近の事業成績の進捗状況、将来の財務予測数値などを勘案の上、ディスカウント・キャッシュ・フロー法による評価、および統合によるコストシナジー効果等の企業価値評価も踏まえてアジアリンク株式の価値評価を算出し、本売主と慎重な協議を行った結果、本件買収に係る対価は739,997,980円が妥当であると判断に至り、合意しました。

なお、本件買収に係る対価は、本売主に対して総額739,997,980円相当の現金及び当社普通株式(内訳:現金500,000,000円、当社普通株式239,997,980円)によって、本売主のアジアリンク株式の持分比率に応じて支払われます。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

本自己株式処分に係る処分株式の合計187,060株(議決権数1,870個)は、平成30年3月7日現在の当社発行済株式総数26,683,120株に対して0.70%(小数点第3位を四捨五入、平成29年9月30日現在の当社議決権総数257,320個に対する割合0.73%)であることから、一定の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本自己株式処分がアジアリンクの株式取得による当社の企業価値向上に資するものと考えており、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理性があると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称   | 住所                                | 所有株式数<br>(株) | 総議決権数<br>に対する所有議決権数<br>の割合 | 割当後の所有<br>株式数<br>(株) | 割当後の総<br>議決権数に<br>対する所有<br>議決権数の<br>割合 |
|--|-----------------------------------|--------------|----------------------------|----------------------|--|
| 有限会社コスモス   | 東京都千代田区飯田橋3丁目<br>10-10            | 6,889,800    | 26.78%                     | 6,889,800            | 26.58%                                 |
| 日本トラスティ・サービス信託<br>銀行株式会社(信託口)  | 東京都中央区晴海1丁目8-11                   | 2,078,000    | 8.08%                      | 2,078,000            | 8.02%                                  |
| K D D I 株式会社   | 東京都新宿区西新宿2丁目3-2                   | 1,414,200    | 5.50%                      | 1,414,200            | 5.46%                                  |
| ラック従業員持株会  | 東京都千代田区平河町2丁目<br>16-1             | 898,410      | 3.49%                      | 898,410              | 3.47%                                  |
| 三柴 照和  | 千葉県船橋市                            | 800,000      | 3.11%                      | 800,000              | 3.09%                                  |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株式会社(信託口)  | 東京都港区浜松町2丁目11-3                   | 514,800      | 2.00%                      | 514,800              | 1.99%                                  |
| 株式会社ベネッセホールディン<br>グス   | 岡山県岡山市北区南方3丁目7-<br>17             | 500,000      | 1.94%                      | 500,000              | 1.93%                                  |
| 資産管理サービス信託銀行株式<br>会社(信託E口)   | 東京都中央区晴海1丁目8-12晴<br>海トリトンスクエアタワーZ | 479,100      | 1.86%                      | 479,100              | 1.85%                                  |
| 高梨 輝彦  | 神奈川県横浜市港南区                        | 263,400      | 1.02%                      | 263,400              | 1.02%                                  |
| CREDIT SUISSE SECURITIES<br>(EUROPE)LIMITED PB OMNIBUS<br>CLIENT ACCOUNT | 英国ロンドン市                           | 251,300      | 0.98%                      | 251,300              | 0.97%                                  |
| 計  |                                   | 14,089,310   | 54.75%                     | 14,089,310           | 54.36%                                 |

(注) 1. 所有株式数および総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年9月30日現在の総議決権数(257,320個)に本自己株式処分により増加する議決権数(1,870個)を加えた数で除して算出しております。

3. 上記のほか当社所有の自己株式833,210株(平成29年9月30日現在)は割当後646,150株となります。

4. 上記の割合は、小数点第3位を四捨五入して算出しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第10期、提出日平成29年6月19日）及び四半期報告書（第11期第3四半期、提出日平成30年2月9日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年3月7日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成30年3月7日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に掲げた第10期有価証券報告書の提出日（平成29年6月19日）以後、本有価証券届出書提出日（平成30年3月7日）までの間において、以下の臨時報告書を平成29年6月21日に関東財務局長に提出しております。

（平成29年6月21日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成29年6月19日開催の当社第10回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月19日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金処分の件

###### イ 配当財産の種類

金銭

###### ロ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額 310,201,920円

###### ハ 効力発生日

平成29年6月20日

###### 第2号議案 取締役9名選任の件

高梨輝彦氏、西本逸郎氏、英秀明氏、齋藤理氏、伊藤信博氏、小林義明氏、三木俊明氏、西川徹矢氏および上住甲子郎氏を取締役に選任するものであります。

###### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

石原康人氏を補欠監査役に選任するものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項                 | 賛成(個)   | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果および賛成(反対)の割合(%) |
|----------------------|---------|-------|-------|------|----------------------|
| 第1号議案<br>剰余金処分の件     | 166,164 | 168   | 1,576 | (注)1 | 可決 97.45             |
| 第2号議案<br>取締役9名選任の件   |         |       |       | (注)2 |                      |
| 高梨 輝彦                | 159,242 | 7,049 | 1,576 |      | 可決 93.39             |
| 西本 逸郎                | 165,761 | 530   | 1,576 |      | 可決 97.22             |
| 英 秀明                 | 165,753 | 538   | 1,576 |      | 可決 97.21             |
| 齋藤 理                 | 165,755 | 536   | 1,576 |      | 可決 97.21             |
| 伊藤 信博                | 165,758 | 533   | 1,576 |      | 可決 97.21             |
| 小林 義明                | 165,730 | 561   | 1,576 |      | 可決 97.20             |
| 三木 俊明                | 165,729 | 562   | 1,576 |      | 可決 97.20             |
| 西川 徹矢                | 165,722 | 569   | 1,576 |      | 可決 97.19             |
| 上住 甲子郎               | 159,144 | 7,147 | 1,576 |      | 可決 93.33             |
| 第3号議案<br>補欠監査役1名選任の件 | 165,989 | 304   | 1,576 | (注)2 | 可決 97.35             |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対、および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                     |                             |                         |
|---------|---------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第10期)      | 自平成28年4月1日<br>至平成29年3月31日   | 平成29年6月19日<br>関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書  | 事業年度<br>(第11期第3四半期) | 自平成29年10月1日<br>至平成29年12月31日 | 平成30年2月9日<br>関東財務局長に提出  |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月16日

株式会社ラック

取締役会 御中

## 監査法人アヴァンティア

|                |       |       |   |
|----------------|-------|-------|---|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小笠原 直 | 印 |
|----------------|-------|-------|---|

|        |       |       |   |
|--------|-------|-------|---|
| 業務執行社員 | 公認会計士 | 相馬 裕晃 | 印 |
|--------|-------|-------|---|

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラックの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラック及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ラックの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ラックが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月16日

株式会社ラック

取締役会 御中

## 監査法人アヴァンティア

|                |       |       |   |
|----------------|-------|-------|---|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小笠原 直 | 印 |
|----------------|-------|-------|---|

|        |       |       |   |
|--------|-------|-------|---|
| 業務執行社員 | 公認会計士 | 相馬 裕晃 | 印 |
|--------|-------|-------|---|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラックの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラックの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月8日

株式会社ラック

取締役会 御中

## 監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 相馬 裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラックの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ラック及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。